【 水産林務部所管分 】

令和元年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会〔水産林務部審査〕開催状況

開催年月日 令和元年9月27日(金) 質 問 者 日本共産党 真下 紀子 委員 水産局長、サケマス・内水面担当課長 答 弁 者

答 質 間 弁 要 旨 要 旨

一 水産資源管理と先住民族の伝統的漁法の伝承に ついて

水産資源管理と先住民族の伝統的漁法の伝承につ いて伺います。

(一) 告発に至った経緯等について

紋別アイヌ協会が9月1日にカムイチェップノミ のサケの採捕に際して、申請がなかったことから道 が告発し、会長が道警察に連行されることになりま

アイヌ新法制定後だけに、これは大きな波紋を呼 んだわけです。

カムイチェップノミに捧げるサケの採捕に関する 規則や運用について、同協会と道との間で話し合い が行われてきたと聞いておりますが、道が告発に至 るまでの経過等について、まずご説明願います。

(二) 規則の見直し等の検討の必要性について

今の答弁にあったように、新たなことが起きてい るんだと思うんですね。

紋別アイヌ協会の会長から、先住権に関して新た な問題提起があったということなんですが、そうす ればなおのことですね、アイヌ新法施行と先住民族 の復権、国際人権規約に照らして、道の規則が適切 な配慮といえるのかどうか、ここのところですね、 しっかりと検証して、見直すべきは見直すというこ とが必要じゃないかと思うんですけれども、どうで しょうか。

(三) 先住民族の伝統的サケの採捕の伝承への配慮 について

漁業法や水産資源保護法による許可のあり方です ね、申請という許可のあり方について適切な配慮が 必要だということが問題提起されたわけです。

ですから、やはりこれを検討していく必要がある と思います。

皆さんの主張は、それは、規則を守るということ はそうなんですけれども、やはり新たな段階での新 たな提起なので、アイヌ新法に対する水産林務部と しての認識を伺っておきたいと思いますし、先住民 族の伝統的サケの採捕の伝承へ適切な配慮をすると いう、部としての見解を伺いたいと思います。

〇 工藤サケマス・内水面担当課長

告発に至った経緯などについてですが、河川内にお けるサケ・マスの採捕は、水産資源保護法と北海道内 水面漁業調整規則で禁止されておりますが、アイヌ文 化の伝承等を目的とする採捕につきましては、同規則 による特別採捕許可で認めているところであります。

このため、道は、紋別アイヌ協会に対して、文化の 伝承等を目的とし、河川内でサケ・マスを採捕する場 合には、道に申請を行うよう、重ねて理解を求めてま いりましたが、本年9月1日、同会長ほか1名が、サ ケ・マスの採捕はアイヌ民族の権利であると主張し、 再三の指導にも関わらず、河川内において、許可を受 けずに、サケ・マスを違法に採捕したため、紋別警察 署に告発を行ったものであります。

〇 工藤サケマス・内水面担当課長

規則の見直しについてですが、道では、水産資源の 保護培養、漁業取締り、漁業調整に関して必要な事項 を規定した北海道内水面漁業調整規則を定め、内水面 におけるサケ・マスの採捕を禁止しているところであ ります。

アイヌの人たちによるサケ・マスの採捕について は、平成17年に規則を改正し、「伝統的な儀式若し くは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の 普及啓発」を目的とする場合、特別採捕許可で認めて おり、今後とも、規則に基づき対応していく考えであ ります。

〇 遠藤水産局長

伝統的なサケの採捕への配慮についてでございます が、アイヌ施策推進法は、アイヌの人たちの社会的・ 経済的地位の向上が図られ、民族としての誇りが尊重 される社会の実現に向けまして、大きな一歩となるも のと考えており、アイヌ施策を推進するために市町村 が策定する地域計画の中に、内水面におけるサケ・マ スの採捕事業が記載された場合、その事業が円滑に実 施されるよう、知事は適切な配慮を行うことが規定さ れたものであります。

道としては、アイヌ文化の伝承は大変重要であると 考えており、アイヌ施策推進法の主旨を踏まえまして、 市町村が策定する計画に基づき、特別採捕の許可申請 が行われる場合、採捕が円滑に行えるよう検討してい るところでございます。